

福島県県民健康調査データの学術研究目的のための第三者提供に関する
制度検証及び工数把握の実施について

令和5年3月22日
福島県県民健康調査課

1 第三者提供について

(1) 目的

県民健康調査に関する国内外の幅広い研究を促進させ、科学的知見の創出につなげ、県民の健康の維持、増進などにつなげるため、公益性のある研究に対してデータ提供を行う。

(2) 背景（経緯）

ア 「県民健康調査」検討委員会における中間とりまとめ（平成28年3月）

4. その他（1 調査結果の活用について）

②調査結果が国内外の専門家にも広く活用されるよう、データの管理や提供のルールを定める必要がある。

イ 学術研究目的のための第三者提供の在り方に関する報告書（令和元年6月）

各専門分野の有識者から構成される「学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会」（全9回、平成28年5月～令和2年1月）にて取りまとめ、部会での検討終了。
令和元年7月8日に開催した検討委員会へ報告し了承を得た。

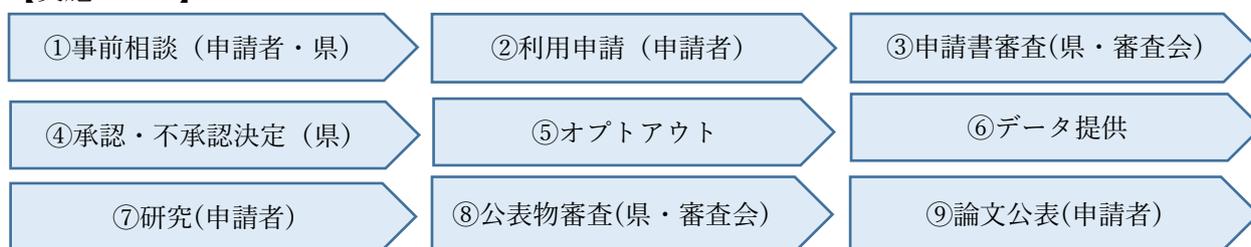
ウ 学術研究目的のための第三者提供に関するガイドライン等の整備（令和元年7月～）

上記報告書を踏まえ、データ提供に必要な関係規程を整備した。

(3) 制度概要

- ・ 提供の対象は、公益性のある学術研究で、ピアレビュー付きの学術論文として公表するもの。
- ・ データ提供の可否については、ガイドラインに規定する審査基準により審査を実施し、県民健康調査の調査情報提供に関する審査会の意見を踏まえ、県が決定する。
- ・ 申請者から県へ提出される利用規約を遵守する旨の誓約書に基づき、県は調査情報を提供する。
- ・ 提供する調査情報は、調査対象者の情報が特定されないよう処理を講じて提供する。

【実施フロー】



2 制度検証及び工数把握の実施

(1) 目的

- ・ 県において前例のない専門性の高い業務であることから、業務を一つ一つ検証しながら実施することにより、本格施行した場合に発生しうる問題を把握し改善につなげる。
- ・ 工数と必要経費を把握し、県及び県立医大の業務体制について検討する。

(2) 対応

- ・ ガイドライン等の関係規定、県民健康調査の調査情報提供に関する審査会設置要綱を制定した。
- ・ 本施行と同様に、一連の手続きを次の研究者と試験的に1件実施する。

研究者	近畿大学医学部 公衆衛生学教室 今野 弘規 教授
選定理由	<ul style="list-style-type: none">・ 災害の健康影響に係る調査研究の実績がある研究者から県が選定した。・ 申請書の作成から研究成果の公表に至る一連の手続きを実施の上、研究者の視点から御意見をいただくことに了承を得られた。
研究案	避難・線量と健康診査及びこころの健康度・生活習慣に関する調査結果との関連等（検討中）

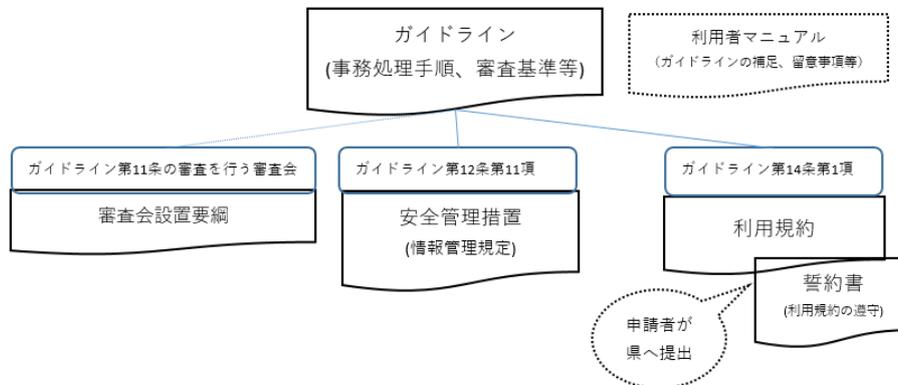
3 今後の予定

- ・ 県と研究者は、事前相談から研究成果の確認まで、一連の手続きを実施する。
- ・ 県は、今回の第三者提供による研究の完了後、研究者、医大及び審査員等へ、制度に関する御意見等をお願いすると共に、業務工数及び予算規模把握の結果を踏まえ、今後の実施方針を検討する。

4 関係規定

今後の検証をふまえ、必要に応じて見直しをする予定。

- ・ 福島県県民健康調査に係る調査情報の学術研究目的のための第三者提供に関するガイドライン
- ・ 福島県県民健康調査の調査情報の提供に関する利用規約
- ・ 福島県県民健康調査情報利用に関する安全管理措置
- ・ 福島県県民健康調査情報の利用を検討している方へのマニュアル
- ・ 福島県県民健康調査の調査情報提供に関する審査会設置要綱



5 「福島県県民健康調査の調査情報提供に関する審査会」審査委員

- ・ 疫学、医療倫理、法律及び県内医師の各専門分野の関係団体経由で委嘱手続きを予定。
- ・ 審査員名簿は、就任手続きが完了次第県ホームページへ掲載する予定。